

「住むつよーかいね」
リフォーム事業
申込期限は5月13日(金)
午後5時15分です

地域経済振興課

この事業は、市民の皆さんが市内に本社がある法人または市内に住所がある個人の施工業者を利用して、自宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成する制度です。

平成28年度の第1回事前申し込みの受付期限は5月13日(金)です。

助成金額、助成の対象となる条件、申込方法など制度の詳細は、広報ひこね4月1日号または本事業の手引きをご覧ください。手引きは、ホームページに掲載しているほか、地域経済振興課、支所、各出張所にあります。



土砂災害(特別)警戒区域を追加指定しました

道路河川課

土砂災害から命を守るために、土砂災害防止法に基づき「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」を追加指定しました。

該当区域 小野町 6箇所
(土砂災害警戒区域へ土石流) 5箇所、土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域へ土石流) 1箇所

興課 ☎30・6119番、FAX 24・9676番
ご利用ください
小規模企業者小口簡易資金貸付制度

地域経済振興課

小規模企業者小口簡易資金貸付制度とは、小規模企業者の皆さんに、経営の安定を図るための資金を、原則、無担保・無保証人で融資する制度です。

貸付限度額 1企業3口、同じ年度内の借入申し込みは3回を限度とし、1、250万円以内です。ただし、既存の保証協会の保証付融資残高との合計は1、250万円を限度とします。

返済期間

▼運転資金 5年以内(うち据置6か月以内)
▼設備資金 7年以内(うち据置6か月以内)

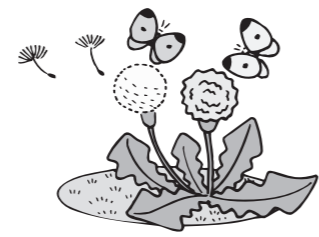
金融機関 市内の滋賀銀行・滋賀中央信用金庫・関西アーバン銀行の各支店
担保・保証人 無担保・無保証人(信用保証協会付)です。ただし、法人の場合はその代表者が保証人となります。
資格条件 ①～⑥をすべて満たす人が対象です。

- ① 市内で1年以上居住(法人の場合は、1年以上の所在実績)し、県内で1年以上継続して同一事業を営んでいること(事業所得に係る税の申告をされていることが必要)。
 - ② 常時雇用する従業員の数が20人(商業・サービス業は5人、ただしサービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人)以下の事業をしている人
 - ③ 市税を完納している人
 - ④ 小規模企業者小口簡易資金を再度利用する人は、次の要件を満たしていること。
 - ▼この資金の借入残高のある人が重ねて借入れを申し込む場合は、元利返済を直近1年以上延滞なく行っていることが必要です。
 - ▼前借り入れたこの資金を県制度融資のセーフティネット資金(借換枠)または旧経営安定借換資金により借り換えした場合は、融資実行日から1年間を経過していることが必要です。
 - ⑤ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
 - ⑥ 滋賀県信用保証協会を利用できる資格を有すること。
- 手続き方法 応接により、制度の説明などを行います。彦根商工会議所(中央町3、

土砂災害警戒区域に指定されると、市が警戒避難体制の整備を行います。

土砂災害特別警戒区域では、特定の開発行為に対して許可が必要になったり、建築物の構造の規制や移転勧告が行われたりします。詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

問い合わせ先 道路河川課 ☎30・6122番、FAX 24・5211番、園湖東土木事務所河川砂防課 ☎27・2249番 警戒避難体制



平成28年経済センサス活動調査

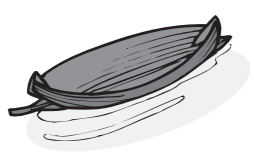
企画課

この調査は、全国すべての事業所・企業を対象に、売上高や経理項目を把握する調査です。調査結果は、行政施策の立案や、民間企業での経営計画の策定などの基礎資料として活用されています。

調査書類は、5月末までに調査員が訪問して直接配布するか、国から郵送されます。調査書類が届きましたら、インターネットで回答いただくか、紙の調査票を記入して提出してください。

回答いただいた内容は、適正に管理し、統計法に定められている利用目的以外で使用することはありません。

問い合わせ先 企画課 ☎30・6101番、FAX 22・1308番



総合住宅リフォーム

住まいのことなら何でもおまかせ!!

屋根・外壁 塗装 月々 5,000円~ (ローン有)

(株)三共 [本社] 彦根市和田町41-11 [支店] 近江八幡市十王町339-6-102

☎0120-272-852 三共は、京都サンガF.C.のオフィシャルスポンサーです

あなたの痛んだ大切な家も、私たちの手塗りで元通り!



お見積りは無料です。決断をされる前には必ずご相談からどうぞ。おかけん♥リフォーム 通話無料0120-666-932

彦根市指定ごみ袋が変わります

7月から指定ごみ袋の容量や素材が変わります。従来のごみ袋を改善し、現在の特大袋(30ℓ)よりも一回り大きい40ℓの袋を追加して販売します。

また、リサイクル意識の向上のために、容器包装プラスチック専用袋を半透明の素材から透明の素材に変更します。

現在のごみ袋は、7月以降も引き続き使用できます。価格やサイズなど詳しくは、広報ひこね6月1日号でお知らせします。

販売開始日 7月1日(金)以降(順次販売を開始します)

販売場所 市内取扱店

その他 新しいごみ袋は、現在販売されているごみ袋の在庫がなくなり次第、先行販売されることがあります。

問い合わせ先 困生活環境課 ☎30-6116、FAX27-0395



FAX 24・9676番